

# 名古屋市職員《公衆衛生医師》採用選考案内

令和5年7月・名古屋市健康福祉局

保健センター等に勤務する公衆衛生医師の採用選考を次のとおり実施します。

## 1. 職務内容

保健センター等における公衆衛生医師の業務

## 2. 採用予定日

採用日は、原則として令和6年4月1日です。

## 3. 募集人数

数名程度

## 4. 応募資格

次のすべての要件を満たすことが必要です。

(1) 昭和34年4月2日以降に生まれた方で、医師免許取得者。ただし、平成16年4月以降医師免許を取得した方にあつては、臨床研修を修了した方（見込みを含む。）

(2) 次のいずれかにも該当しない方

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている方（心身衰弱を原因とするもの以外）

## 5. 選考試験

論文試験

面接試験

## 6. 応募手続

応募は、原則インターネットに限ります。

ただし、やむを得ない事情によりインターネットでの申込ができない方は、健康福祉局職員課（052-972-2505）までご連絡ください。ご事情を確認させていただいた上で、代替の申込方法をご案内いたします。

なお、応募にあたっては、インターネットに接続できるパソコン又はスマートフォン、電子メールアドレスが必要となります。

## (1) 応募期間

	面接試験	応募期間（応募手続き完了分有効）
①	令和5年9月	令和5年7月1日（土）から令和5年8月31日（木）まで
②	令和5年11月	令和5年9月1日（金）から令和5年10月31日（火）まで
③	令和6年1月	令和5年11月1日（水）から令和5年12月31日（日）まで

※ 上記期間に応募手続きが完了したもののみを有効とします。

※ 使用されるパソコン等や通信回線上の障害などによるトラブルについては一切責任を負いかねますので、期限に余裕をもって応募してください。

## (2) 応募方法

次の手順に従って応募手続きをしてください。

ア 次の書類等を用意します。

（申込の際に書類等をアップロードしていただきます。）

・論文

テーマは「保健センターに勤務する公衆衛生医師として求められる役割について」とし、応募の動機にも触れてください。様式は問いませんが、A4判を縦長に使用し、横書きで2枚以内（2,000字から3,000字程度）とします。なお、様式は名古屋市ホームページ（<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000163650.html>）からもダウンロードすることができます。

・医師免許証

・顔写真

6か月以内に撮影した脱帽、正面の顔写真のデータ。ご自分でカメラ等を用い撮影したものでも構いません。

イ 名古屋市電子申請サービス（<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya>）にアクセスします。

ウ キーワード検索で「公衆衛生医師採用選考」と検索します。

エ 表示された試験名を選択し、順次画面の指示に従い申込を行ってください。

オ 申込完了をお知らせする電子メールが届きましたら、応募手続き完了です。

## 7. 試験日程

応募手続きの受付を確認しましたら、面接試験の日程等を調整いたします。

（日程調整の連絡は、電子メールで行います。）

なお、合格者が必要数に達した場合は、応募期間が残っていたとしても選考を終了します。

## 8. 初任給

医師資格取得後、継続して医師として勤務した場合のモデルです。（令和5年4月1日現在）

採用時年齢	30歳	35歳	40歳
初任給	約630,000円	約692,000円	約746,000円

※ 上記の初任給は、給料月額に地域手当等を加えたモデル額です。

※ 上記のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

※ 採用されるまでに条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

## 9. 休暇など

週休2日制、年次有給休暇20日（年度途中採用の場合を除く。）、夏期休暇5日（年度途中採用の場合を除く。）、結婚休暇5日、産前産後休暇各8週間 等（令和5年4月1日現在）

## 10. 最終合格から採用まで

(1) 受験資格がないことや受験申込書類に不正があることが判明した場合などには、採用されないことがあります。

(2) 日本国籍を有しない方で、採用日において法令により永住が認められていない方は、採用されません。

## 11. 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置・異動・昇任などは、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次の①及び②に該当しない範囲で行われます。その基準は、本市の「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する規程」等に定められています。

① 公権力の行使に該当する職務を行う所属

（例）保健福祉センター保健予防課 等

② 公の意思の形成への参画に携わる職

代決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。

【照会先】 名古屋市健康福祉局職員課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号（市役所本庁舎2階）

Mail : a2505@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

Tel : 052-972-2505

Fax : 052-972-4145